

2018年10月29日付  
鋼構造ジャーナル

広島県鉄構工業会（理事長 山本泰徳・ステントス社長）はこのほど、広島市内のホテルニューヒロデンで、組合員ら約30人を集めて運送関連約款の改正に関

## 改正運送関連約款の講習会 料金明確化や荷主責任など学ぶ

### 広島県鉄構工業会

する講習会を開催した。

同講習会は、昨年11月に改正された「標準貨物自動車運送約款」の内容について周知する目的で開催されたもの。当日は「改正標準運送約款について／荷主に係る関連法令」をテーマに広島県トラック協会適正化事業部の山野井博次長が講演した。



講演する山野井次長

正は運賃以外の運送状の記載事項として「積込料」「取卸料」「待機時間料」などの料金が具体的に規定されるほか、付帯業務の内容として「横持ち」などを明確化し、運賃とそれ以外の料金が区別されると説明。また、契約の書面化の推進や運送者の法令違反に荷主の関与が判明した場合、荷主名が公表されるとした。

そのほか、運賃体系全般や安全性優良事業所認定制度に関しても解説した。

山本理事長は「今回の改正で料金体系設定の変更や荷主の責任が明確化されたことをわ

れわれが再認識するとともに、元請け側にも説明していきたい」と述べ、今後、広島県トラック協会と協力してゼネコンや構造設計事務所に対し、運賃や輸送に関する関係法令について理解を求めるとともに適正な輸送費用の支払いを促す活動につながる方針だ。